

いずみの苑通所介護事業所 指定認知症対応型通所介護
 指定介護予防認知症対応型通所介護 重要事項説明書 別紙

1 介護保険適用時の料金

指定認知症対応型通所介護 ≪地域区分 11. 10≫

利用料金（要介護1～要介護5の方）

所要時間5時間以上6時間未満の場合

	1日あたりの利用料金	1日あたりの自己負担金		
		(1 割)	(2 割)	(3 割)
要支援1 (667 単位)	7, 403	741	1, 481	2, 221
要支援2 (743 単位)	8, 247	825	1, 650	2, 475
要介護1 (771 単位)	8, 558	856	1, 712	2, 568
要介護2 (854 単位)	9, 479	948	1, 896	2, 844
要介護3 (936 単位)	10, 389	1, 039	2, 078	3, 117
要介護4 (1,016 単位)	11, 277	1, 128	2, 256	3, 384
要介護5 (1,099 単位)	12, 198	1, 220	2, 440	3, 660

所要時間6時間以上7時間未満の場合

	1日あたりの利用料金	1日あたりの自己負担金		
		(1 割)	(2 割)	(3 割)
要支援1 (684 単位)	7, 592	760	1, 519	2, 278
要支援2 (762 単位)	8, 458	846	1, 692	2, 538
要介護1 (790 単位)	8, 769	877	1, 754	2, 631
要介護2 (876 単位)	9, 723	973	1, 945	2, 917
要介護3 (960 単位)	10, 656	1, 066	2, 132	3, 197
要介護4 (1,042 単位)	11, 566	1, 157	2, 314	3, 470
要介護5 (1,127 単位)	12, 509	1, 251	2, 502	3, 753

所要時間7時間以上8時間未満の場合

	1日あたりの利用料金	1日あたりの自己負担金		
		(1 割)	(2 割)	(3 割)
要支援1 (773 単位)	8, 580	858	1, 716	2, 574
要支援2 (864 単位)	9, 590	959	1, 918	2, 877
要介護1 (894 単位)	9, 923	993	1, 985	2, 977
要介護2 (989 単位)	10, 977	1, 098	2, 196	3, 294
要介護3 (1,086 単位)	12, 054	1, 206	2, 411	3, 617
要介護4 (1,183 単位)	13, 131	1, 314	2, 627	3, 940

要介護5 (1,278 単位)	14,185	1,419	2,837	4,256
-----------------	--------	-------	-------	-------

加算の利用料金

	1日あたりの利用料金	1日あたりの自己負担金		
		(1 割)	(2 割)	(3 割)
入浴介助加算 I (40 単位)	444	45	89	134
個別機能訓練加算 I (27 単位)	299	30	60	90
サービス提供体制強化加算				
(I) (22 単位)	244	25	49	74
(II) (18 単位)	199	20	40	60
(III) (6 単位)	66	7	14	20
(1月につきいずれか)				
介護職員等処遇改善加算				
送迎減算 (片道 47 単位)	▲521	▲53	▲105	▲157

加算について

	指定通所介護
入浴介助加算 I	職員に対し、入浴介助に関する研修を実施し、かつ入浴介助を行った場合、1日40単位を加算します。
個別機能訓練加算 I	1日120分以上専従の機能訓練指導員を配置し、多職種が共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画書を作成します。複数の訓練項目を準備し、当該計画書に基づいて、身体機能・生活機能の向上を目標に利用者ごとに訓練項目を選びながら、実施しており、開始時及び3か月に1回以上個別機能訓練計画書内容を説明している場合、1日につき27単位算定します。
個別機能訓練加算 II	個別機能訓練 I を算定しており、厚生労働省への情報提供 (LIFE) を行った場合に、一月につき、20単位加算します。
サービス提供体制加算 (I)	以下、いずれかに該当する場合、加算します。 ① 介護福祉士が70%以上配置されている場合、加算します。 ② 勤続10年以上介護福祉士25%以上 1回22単位
サービス提供体制加算 (II)	介護福祉士が50%以上配置されている場合、加算します。 1回18単位
サービス提供体制加算 (III)	以下、いずれかに該当する場合、加算します。 ① 介護福祉士が40%以上配置されている場合 ② 勤続7年以上介護士30%以上 1回6単位

介護職員等処遇改善加算	厚生労働大臣が定める介護職員の賃金の改善等を実施して、都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所（介護予防）が、利用者に対し、指定通所介護（介護予防）を行った場合に、1月分の利用単位の総数の（Ⅰ）9.2%（Ⅱ）9.0%（Ⅲ）8.0%（Ⅳ）6.4%を加算します。*職場環境の改善および経験技能のある職員の割合に応じ設定される。
同一建物に対する減算（94単位）	指定通所介護事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から当該事業所に通う者に指定通所介護を行った場合、1日につき94単位減算。（傷病等やむを得ず、送迎が必要な場合を除く）
送迎減算（片道47単位）	利用者に対して、その居宅と指定通所介護事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位を所定単位数から減算する。

2、その他の利用料金

	1日あたりの利用料金及び内訳	自己負担額
食事代	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1食（昼食＋おやつ） 800円 ・ 1食（昼食） 650円 	全額自己負担
活動教材費 （その他日常生活費）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 書道活動 110円 ・ パステル活動 150円 ・ カレンダー活動 40円 ・ むりえ・脳トレ活動 10円 ・ コーヒータイム 30円 ・ 手工芸 実費徴収 	全額自己負担

3 キャンセル料金

①ご利用日の前営業日午後5時までにご連絡いただいた場合	無料
②ご利用日の前営業日午後5時までにご連絡がなかった場合の介護度別（下記参照）の費用と1回分の昼食・おやつ代	全額自己負担

③所要時間5時間以上6時間未満の場合

	キャンセル料（円）
要支援1（667単位）	741 + 食事代（昼食・おやつ代）
要支援2（743単位）	825 + 食事代（昼食・おやつ代）
要介護1（771単位）	856 + 食事代（昼食・おやつ代）
要介護2（854単位）	948 + 食事代（昼食・おやつ代）
要介護3（936単位）	1,039 + 食事代（昼食・おやつ代）
要介護4（1016単位）	1,128 + 食事代（昼食・おやつ代）
要介護5（1099単位）	1,220 + 食事代（昼食・おやつ代）

④所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合

	キャンセル料 (円)
要支援 1 (684 単位)	760 + 食事代 (昼食・おやつ代)
要支援 2 (762 単位)	846 + 食事代 (昼食・おやつ代)
要介護 1 (790 単位)	877 + 食事代 (昼食・おやつ代)
要介護 2 (876 単位)	973 + 食事代 (昼食・おやつ代)
要介護 3 (960 単位)	1,066 + 食事代 (昼食・おやつ代)
要介護 4 (1042 単位)	1,157 + 食事代 (昼食・おやつ代)
要介護 5 (1127 単位)	1,251 + 食事代 (昼食・おやつ代)

⑤所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合

	キャンセル料 (円)
要支援 1 (773 単位)	858 + 食事代 (昼食・おやつ代)
要支援 2 (864 単位)	959 + 食事代 (昼食・おやつ代)
要介護 1 (894 単位)	993 + 食事代 (昼食・おやつ代)
要介護 2 (989 単位)	1,098 + 食事代 (昼食・おやつ代)
要介護 3 (1086 単位)	1,206 + 食事代 (昼食・おやつ代)
要介護 4 (1183 単位)	1,314 + 食事代 (昼食・おやつ代)
要介護 5 (1278 単位)	1,419 + 食事代 (昼食・おやつ代)